平成21年10月から

出産育児一時金が変わりました

■ 出産費用の
直接支払制度が
スタート、窓口負担は最小に

＊直接支払制度に対応していない医療機関もありますので、窓口でお問合わせください。
＊受取代理制度は平成21年９月30日をもって廃止となりました。

■ 一時金額が
38万円から42万円

直接支払制度とは…？

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則として健保から出産育児一時金が分娩機関などに直接支払われる仕組みです。

＊平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置

直接費用が出産育児一時金より多かった場合

（例）出産費用が45万円

出産育児一時金　出産費用
42万円 － 45万円＝ ▲3万円 ▪▪▶ 不足分を窓口で支払い

直接費用が出産育児一時金より少なかった場合

（例）出産費用が40万円

出産育児一時金　出産費用
42万円 － 40万円＝ 2万円 ▪▪▶ 後日、健保から受取り

ここが便利！
●多額な出産費用を用意しなくて済みます。

直接支払制度を利用したいときは…？

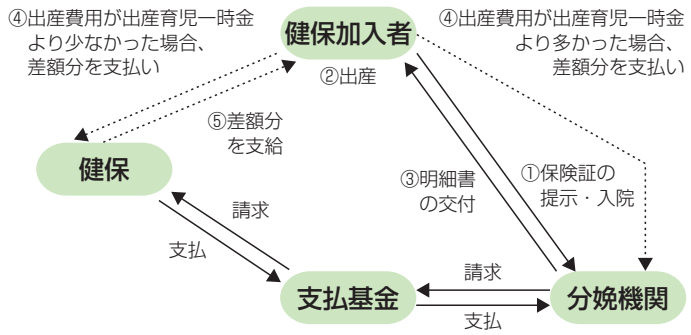

①医療機関から直接支払制度を利用するか聞かれますので、利用希望を伝えます。
②出産（入院時に保険証を持参）。
③退院時、費用の内訳を記した明細書が交付されます（明細書は後日、差額を受取るときの証明になりますので、大切に保管してください）。
④出産費用が出産育児一時金を上回る場合、窓口で不足金額を支払います。下回る場合は健康保険組合の差額を申請します。
⑤健康保険組合から差額分を支給します。

＊TDK健保は付加金制度があり、付加金受取りには「出産育児一時金」申請書提出が必要となります